

令和4年度第1回赤穂市子ども・子育て会議 会議録

【日 時】令和4年9月26日（月）午後2時00分～午後3時30分

【場 所】市役所2階204・205会議室

【出席委員】13名

半田結委員 [兵庫大学・兵庫大学短期大学部教授]、金谷公子委員[兵庫大学・兵庫短期大学部非常勤講師]、睦谷美恵子委員 [赤穂市主任児童委員代表]、岩崎由美子委員 [赤穂市地域活動連絡協議会会長]、池田達哉委員 [高雄小学校長]、大田恵委員 [高雄幼稚園長]、濱口雅子委員 [学校法人兵庫カトリック学園赤穂あけぼの幼稚園園長]、松本智子委員 [御崎保育所長]、橋本太志委員 [塩屋保育所保護者会]、戸貝真美委員 [赤穂市PTA連合会母親部会]、近藤良子委員 [公募市民]、井関亮平委員 [公募市民]、井上昭彦委員 [連合兵庫西部地域協議会副議長]

【欠席委員】1名

中川正悟委員 [社会福祉法人赤穂あおぞら会 あおぞら保育園園長]

【事務局】

健康福祉部 溝田康人健康福祉部長
名田よしみ子育て支援課長、
日笠二三枝保健センター所長
山本大輔子育て支援課子育て支援係長
教育委員会 高見博之教育次長（管理）
近藤雅之教育委員会こども育成課長
中丁知子教育委員会幼児教育指導担当課長
亀井陽介教育委員会生涯学習課生涯学習係長
田中豊史教育委員会学校教育課長
岸本千明教育委員会こども育成課こども育成係長

【次 第】

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議事

(1) 令和3年度 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策進捗状況について

【資料1～2】

(2) 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画にかかる中間年の見直しについて

【資料3～7】

4. その他

5. 閉会

1. 開会

～事務局～

ただ今より令和4年度第1回赤穂市子ども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は事務局を務めさせていただきます赤穂市子育て支援課の名田と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、任期が2年ということで、昨年度に引き続きまして今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

また今年度につきましては、第2期子ども子育て支援事業計画の中間年ということになっておりまして、皆様方には計画の進捗状況の評価、中間の見直しの検討にご協力をいただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに本日の資料の確認をさせていただきます。本日の会議の次第、名簿、資料1ということで「令和3年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策進捗状況」、資料2といたしまして、「令和4年度待機児童の状況について」、それから資料3「赤穂市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて」、資料4「令和5年度・6年度における児童数の見込み」、資料5「特定教育・保育施設における計画値と実績値について」、資料6「教育・保育に関する量の見込みと確保方策の中間見直しについて」、それから資料7「地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策における実績と中間見直し（案）について」、以上の7種類ですけれども、皆様お揃いでしょうか。

2. 委員紹介

～事務局～

続きまして、令和4年度に入り初めての会議ということで、委員の皆様及び事務局に異動もございましたので、改めましてご紹介をさせていただけたらと思います。

お手元にお配りしております名簿の順に、ご紹介をさせていただきますので、お名前をお呼びいたしましたら、簡単にご挨拶をお願いいたします。

(委員紹介)

続きまして、事務局の職員をご紹介します。

(事務局紹介)

中川委員につきましては、本日所用のためご欠席となっております。本日の会議につきましては、委員14名中13名の皆様に出席いただいております。したがって、赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定足数を満たしていることを報告いたします。

それでは、ここから先の進行につきましては、半田会長をお願いいたします。

～会長～

皆様、お久しぶりでございます。初めに、会議の公開、傍聴につきまして、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は公開とさせていただきます。また、傍聴希望の方が2名いらっしゃいますので、ここで傍聴の方に入室していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(傍聴者入場)

3. 議事

(1) 令和3年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業施策進捗状況について

～会長～

それでは、次第に従いまして進めて参りたいと思います。まず、議事1、令和3年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本政策進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

～事務局～

それでは保健センターより説明させていただきます。

資料1の2ページをお願いいたします。基本目標1子どもを安心して育てる支援の充実、施策の方向1、安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実でございます。1の健診事業の充実をお願いいたします。多胎妊娠における、妊婦健診の助成につきましては、単胎妊娠より5回分、計2万5千円の追加助成を行っておりますが、令和3年度は多胎妊娠の届出では0件で助成実績はありませんでした。

3ページをお願いいたします。2の妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実についてでございます。すべての産婦が、出産後、家庭で健やかな育児ができるよう、母親自身の心身の回復と子育てへの不安の解消を目的とした産後ケア事業の充実を図るため、訪問型の産後ケア事業に加え、新たに保健センターにて通所型ができる体制をとりました。令和3年度産後ケア利用件数につきましては訪問型5件となりました。

次に7ページをお願いいたします。施策の方向2に相談体制・情報提供の充実でございます。育児不安を軽減するため、子育て世代包括支援センター等での相談を行い、妊産婦さんの不安軽減に努めております。

21ページをお願いいたします。施策の方向3障害のある子どもへの支援の充実でございます。50の障害のある子どもの早期発見・早期支援についてでございます。乳幼児健診等で把握されました言葉の発達の遅れや行動面について問題があるお子様に対しまして、バンビくらぶにおいて、子どもの発達を促すよう、保護者や子どもに支援を行いました。

22ページをお願いいたします。52の療育事業の充実としまして、あしたば園において、年齢別保育等を継続して実施いたしました。以上で保健センターの説明を終わります。

～事務局～

続きまして、こども育成課分についてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。8、親と子のふれあいを通じた家庭教育の充実ということで、保育所や幼稚園に通っていない就学前児童とその保護者を対象に、子どもの遊びと親同士の触れ合いの場を提供する子育て家庭の支援を行うということで、保育所におきまして、キンダースクールですとか、園庭開放を行っておりますが、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、残念ながら事業の方を中止させていただいております。

保育所、幼稚園の現場におきましては、日々消毒に努め、様々な制約がある中で、密を避ける工夫をしながら保育を行っております、感染拡大の防止に努めております。

1日も早く、コロナ禍が去り、子ども達が大きな声で歌ったり、また楽しく給食を食べたりす

ることができる日が来ることを願っております。

次に12ページをお願いします。基本目標2、子育てと仕事の両立ができる環境の整備、施策の方向1教育・保育サービスの充実についてでございます。

27教育・保育の提供体制の充実、また28、延長保育の充実、29、土曜日午後保育の実施、また、14ページの32、幼稚園教育の充実についてということで、私立の保育所、認定子ども園さんとも連携しながら、幼保一体となって保育ニーズの拡大に努めて参りました。特に令和3年度におきましては、幼稚園3歳児保育を3園6クラスに拡大し、3歳児の預かり保育を開始いたしております。

ここで待機児童の状況について報告させていただきたいと思っておりますので、資料の2をご覧ください。4月の待機児童の状況と、裏面には3歳児保育の状況を掲載しております。それでは、令和4年度の保育所待機児童の状況について説明をさせていただきます。

まず、1、待機児童数の推移についてです。令和4年4月1日現在の待機児童数は5人で、昨年より2人増加しております。また、特定の保育所への入所を希望しているとか、入所希望月が未到来であるなどの理由により、入所保留となっているものが29人おられます。合わせて34人の方が保育所の利用を希望しているものも入所の決定ができていないという状況でございます。また、9月1日現在では、待機児童が16人に増加しております。

2の年齢別の待機児童数ですが、4月1日時点では、1歳児が2人、2歳児が3人です。これが9月1日時点になりますと、0歳児が6人、1歳児が4人、2歳児が6人となっております。これは4月1日時点では、利用開始月が到来していないため待機児童として計上されていないものが、例えば、9月に育休が明けてお仕事に復帰されるというタイミングで、利用開始月が到来したことにより、待機児童として計上されたことにより、人数が増加したものでございます。また、保育所の利用申し込みにつきましては、随時申請の受付を行っておりますので、今後も増加する可能性がございます。

次に、3、新規申込者数の比較です。令和4年度の新規申込者数は195人で、昨年より2人減少しています。0歳児は5人の増、1歳児は10人の減、2歳児は1人の増、4歳児は2人の増となっております。

待機児童の発生につきましては、その年度の年齢ごとの申し込み者数に影響されます。申込者数は減少していますが、前年度の受け入れ人数が多かったこともあり、年齢別の受け入れ可能人数によりまして、5人の待機児童が発生した状況となっております。

次に、申込者数にも影響して参りますが、4の出生者数の推移についてです。令和3年度中に出生した子どもの数は212人で、前年度より22人に減少しております。平成27年度は323人だったものが、この6年間で111人減少しており、確実に少子化が進行している状況でございます。

次に、裏面をお願いします。幼稚園3歳児保育の状況についてでございます。

平成30年度に、塩屋幼稚園1クラスで開始した幼稚園3歳児保育も、実施5年目を迎えて、赤穂、塩屋、尾崎幼稚園の3園6クラスに拡充し、令和3年度からは3歳児の預かり保育も実施しております。今年度の利用者数は、赤穂幼稚園が定員の50人、塩屋幼稚園が39人で、11人の欠員が生じております。尾崎幼稚園が45人で5人の欠員という利用状況でございます。3園合わせまして、定員150人のところ、134人の利用があり、16人の欠員が生じて

います。また、各園20人、合計60人の預かり保育枠を設けておりますが、利用者は27人となっており、受け入れ枠には余裕がございます。

次に、小学校区別の利用状況についてです。縦軸に園ごとの利用者数を横軸に小学校区ごとの利用者数を掲載しております。この表の中で、赤穂、塩屋、尾崎の地区につきましては、太い線で枠をつけておりますが、この3地区が実際に、3歳児保育実施園が所在する校区となっております。赤穂幼稚園は赤穂、城西地区から、塩屋幼稚園は塩屋地区から、尾崎幼稚園は、尾崎、御崎地区からの利用が多くなっております。坂越地区は赤穂または尾崎幼稚園を利用されております。また、今年度より初めて赤穂西、有年、原地区からの利用者がおられますが、高雄地区からのご利用はございません。やはり送迎等の距離的な問題があるものと考えております。

また、一番下の段になりますが、校区ごとの3歳児の人口と、幼稚園3歳児保育の利用率を記載しております。一例で、赤穂地区でしたら、3歳児、56人中、32人が3歳児保育を利用されており、利用率は57%です。3歳児保育実施園が所在する赤穂、塩屋、尾崎地区はいずれも利用率が50%を超えております。

次の表は、3歳児が日常生活を主にどこで過ごされているのか、施設の利用状況を表しております。城西地区を例にとりますと、先ほどご説明いたしましたが、城西地区の3歳児46人中37人は幼稚園3歳児保育を利用されています。その他、公立の保育所が13人、市内私立保育所が3人、市内認定子ども園が3人、市外の保育施設等が1人利用されております。認可外保育施設の利用はございません。46人中何らかの施設を利用されている方が37人おられます。残りの9人につきましては、在宅で保育をされているものと考えております。

この表の右端の合計欄を見ていただきますと、公立保育所が86人、市内私立保育所が14人、市内認定子ども園が9人、市外の保育施設等が5人、認可外保育施設が6人、在宅等が42人となっております。幼稚園の預かり保育27人と各種保育施設の利用者を合わせまして、約半数が就労により保育サービスを利用されていると考えられます。

待機児童の解消に向けまして、今後も保育人材の確保に取り組んで参ります。以上でこども育成課分の説明を終わります。

～事務局～

続きまして、子育て支援課に関する部分のうち、主要な施策の進捗状況についてご説明をいたします。

お手元の資料、7ページをご覧ください。16の各種子育て相談の充実についてであります。子どもと子育て家庭の児童虐待をはじめとする様々な課題に対応するため、令和3年7月に子ども家庭総合支援拠点を新たに設置し、相談支援体制を強化しました。また、すこやかセンター内の子育て世代包括支援センターとも日頃から緊密に連携し、情報共有をしながら一体的な支援を実施しました。これまでに引き続き、家庭児童相談員、要保護児童対策調整員を中心に窓口や児童館等での子育て家庭への相談を実施しました。

次に8ページ18のイベントの実施及び情報の提供と、関連で29ページ71の地域における子育て支援意識の醸成についてであります。子育てアンバサダーや市内児童館と連携しまして子育て世代が集えるイベントとしてあこう子育てフェスタを1月に開催する予定としておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、止む無く中止となってしまいましたの

で、今年度改めて開催し、地域全体で子育てを支援する機運の醸成を図りたいと考えております。

次に10ページ、20の病児・病後児保育の実施についてであります。病児病後児保育事業については、令和3年度で3年目を向かえました。一昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、延べ利用者が19名と一旦減少しましたが、令和3年度は76名と、延べ利用者数は増加し、登録者数についても134名と伸びてきております。今後も登録者の増加と円滑な事業実施に努め、保護者の子育てと就労等の両立を支援してまいります。

18ページをお願いします。43の学習支援の推進であります。経済的困難を抱えた家庭やひとり親家庭の子どもに対し、子どもの学習支援を実施する団体に運営費の一部を補助しました。

こちらの関連としまして、29ページをお願いします。74の地域における居場所づくりの促進としまして、子どもの居場所づくりとして、子ども食堂と、先ほどご説明しました学習支援を実施した団体に対し、運営費の一部を助成しました。令和3年度については、弁当の持ち帰りサービスを行った子ども食堂の実施団体、2団体と学習支援を実施した2団体、合計4団体に助成をいたしました。

18ページにお戻りください。45の虐待の予防と早期発見への取組み強化についてであります。要保護児童対策地域協議会を基盤として、児童相談所、教育機関、警察、民生委員・児童委員等の関係機関相互の連携を図り、児童の健全育成を推進しました。

令和3年度も引き続き、児童虐待対応アドバイザーを設置し、研修等により、職員の専門性の強化に取り組みました。妊娠期からの切れ目のない支援や関係機関との連携強化により虐待の予防、早期発見に取り組んでまいります。

子育て支援課に関する部分については、以上でございます。

～事務局～

続きまして教育委員会生涯学習課関係について、主な事業をご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。21、放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の充実についてでございます。アフタースクールについては、市内9小学校で開設しております。原小学校区利用希望者は、有年アフタースクールで受け入れを行い、市内全小学校区において実施いたしました。

放課後児童支援員認定資格研修等により職員の資質向上に努め、利用しやすいアフタースクールづくりに努めました。

次に、22、放課後子ども教室推進事業についてでございます。こちらについても引き続き、赤穂西小学校、高雄小学校、有年小学校、原小学校の4校で実施し、一斉下校までの間の低学年の児童を対象に、保護者をはじめとした地域のボランティアの皆様の協力を得て、放課後の安全安心な居場所づくりを実施いたしました。

次に、23、子育て学習センターの充実についてでございます。子育て学習センターの活動については、未就園の子どもとその保護者の交流の場として、年齢や活動内容が異なる子育てグループ活動や、様々な事業を行いました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、調理、飲食を伴う講座については実施を見合わせております。以上で説明を終わらせていただきます。

～事務局～

続いて、学校教育課関係についてでございます。主な事業についてご説明いたします。

1点目、資料8ページをご覧ください。17の発達に遅れが見られる子どもへの相談支援事業等の充実についてであります。中学校区ごとに配置しておりますスクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラーの充実を図り、関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を図っています。また、育成センターにて、公認心理士による相談を行い、必要に応じて発達検査も実施しております。

2点目、22ページをお願いします。51の特別支援教育の充実として、特別支援教育指導補助員を12校に配置しております。また、障害の有無に関わらず、個別最適化されたインクルーシブ教育の構築に向けて、引き続き、各学校での指導体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

3点目、23ページです。56の医療的ケアの推進といたしまして、小学校2校において、医療的ケア対応の看護師の派遣を実施しております。この発達段階に応じた形での必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、その他関係機関との十分に連携を図ってきました。将来、医療的ケアを受けずとも自立した生活を送ることができることを目標に、保護者・本人の同意を得ながら指導を継続して参ります。

4点目、25ページをお願いします。61の特色ある学校づくりの推進についてであります。令和2年度に市内小中学校、全15校で学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの設置が完了いたしました。地域ぐるみで子育てをしていく、そういった意識の醸成から、子どもたちが地域とつながり、ふるさと意識を高められるよう、引き続き学習展開、活動計画を実施してまいりたいと考えております。

最後5点目、26ページになります。62の、幼保小連携教育の推進についてであり、あります。小学校までの学びと小学校からの学びの部分について、スタートカリキュラム等の作成とその実施について、幼稚園、保育所との連携を十分図りながら事業展開を行っております。令和3年度は、尾崎幼稚園、尾崎小学校が幼児期と児童期の円滑な接続推進事業に係る実践協力地区校園として、スタートカリキュラムの作成とその実施について研究を進めてきました。この研究を、赤穂市の全保幼少に広め、さらに連携を充実してまいりたいと考えております。学校教育課からは以上でございます。

～会長～

ありがとうございました。今要所要所を説明して下さったのですが、具体的にイメージしづらい部分も、もしかしたらあったかもしれないと思いますが、今のご説明につきまして、ここをもうちょっと詳しく教えて欲しいですとか、これはどうなっているのでしょうか、というようなことを、ご感想も含めまして、出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

令和3年度はコロナの2年目というようなこともあって、中止になったり、いろいろ変更になったりというようなことも、多々あったのではないかと思います。

そういう意味では、特にこの保育、教育に関わる方々はもちろん、全体もそうなのですが、計画してもそれがなかなか実行できないというもどかしさもそれぞれであったのではないかなと推察いたします。

それから、人口減は全国的な傾向で今始まったことではないかもしれませんが、少し他の地域でも顕著になってきているようです。赤穂はずっと長い間それほど減少しない、面白い地域だなと個人的には思っておりましたが、少し目に見えて、これはやはりコロナの影響もあるのかなと思うのですが、減少の傾向が見えてきたなというような感じもございます。どんなことでも構いませんので、ご質問、ご感想等を出していただければと思います。

～委員～

すみません、失礼いたします。私が主に活動しているのが、子どもの貧困対策やひとり親家庭への支援の充実という部分で、あと45番の虐待防止と早期発見の取り組みと強化についてですけど、確かにその強化の部分で取り組んでいただいているのかなと思うのですが、やはり数値化というか、数字を見ないと、どんなことをされて、どのぐらいの虐待に関して相談件数がどのぐらいあって、例えば前年、前々年度の5年ぐらいの間でどのぐらいの相談件数が増えているとか、ひとり親家庭にしても今454人ということで、これは医療費ですけど、やっぱりすべての評価において、少し数字的なものを出していただくと、私たちもちょっと分かりやすいかなというふうに思うのですが、これはあくまでお願いなので、また次回の会議までにそういった資料の方を揃えていただければ、ありがたいなと思います。

～会長～

ありがとうございます。数字を上げると、資料も大部になるし、困難なところだとは思いますが、どうしても言葉だけだと抽象的になるので、何か目安となるような数字をというようご提案だったかと思います。多分、他の委員の方たちも思っらっしゃるのかなと思います。ありがとうございます。他にございませんか。

～委員～

失礼いたします。幼稚園の3歳児保育の状況についてというところで、人数的にも詳しくご説明をいただいているので、これも理解できたのですが、3歳児保育にもどこにも行かれていない在宅その他という42名の人数についてです。8番の親と子のふれあいを通じた家庭教育の充実というところに、令和3年度のキンダースクールが中心になっていますけれども、未就園児保育については、令和4年度の就園予定のご家庭を対象として実施しましたというふうに書かれています。今年度、4歳児で来ておられる子どもさんについて、3歳児保育には来られてないという状況は掴めていますか。

～事務局～

昨年度、未就園児保育をさせていただいた時に、人数としてはすべて把握しなかったのですが、在宅という方はいらっしゃいました。お母さんといろいろ話をしていましたら、やはり、3歳児保育を希望されず、「この子ともう少しおうちで一緒にいたかったのです。」というようなお母さんもいらっしゃったので、一概に皆さんが集団の中という方ばかりではなくて、家庭でゆっくりと過ごしたいという方もいらっしゃいました。ただ、在宅の状況をもう少し現場で把握するべきだったかなということは感じました。

～委員～

また状況が、詳しく各園で分かれば、お知らせいただきたいなと思います。

もう1点、すみません。10ページのところの、放課後児童健全育成事業、アフタースクールの充実ってところです。先ほど放課後児童支援員さんの認定資格研修ってところで、こういう研修をすることにより、利用しやすい状況に努めましたという話があったのですが、これはやっぱり先生のスキルを高めるためではないのですか。

～事務局～

失礼いたします。こちらにつきましては、アフタースクールの職員につきましては現在、兵庫県が実施しております放課後児童支援員認定資格研修の方を受講するような形をとっております。原則、幼稚園教諭、保育士、社会福祉士等、教員の資格をお持ちの方、及び補助員で数年間勤務いただいた方については、こちらを受けることができるというふうになってございますので、可能な限り受けていただいて、支援員で勤務いただくというふうになってございます。

～委員～

でも、認定もそうですが、あくまでも認定をとるためではなくて、スキルアップを目指していますよね。そのスキルアップを目指して研修を進めていってその結果、認定されるっていうことになるのではないかなと思うのですけれども。

～事務局～

委員おっしゃるように、スキルアップという形では受けていただくのですけれども、計4日間受講していただく必要がありますので、支援員等の都合によりまして一度に受講できない場合もございますので。

～委員～

3年度は3名の方が4日間続けて受講されたということですか。

～事務局～

すみません。4名の方が受講しております。

～委員～

それをまた帰られてから、研修されたことについて広めておられるということですか。

～事務局～

そうですね。受講されたことについてテキスト等もございますので、それぞれのアフターで回覧するなりということで情報共有しております。過去に受講した者と協力し、児童が過ごしやすい環境づくりを行ってございます。

～委員～

はい、わかりました。もう一点すいません。同じところですが。兵庫県作業療法士会と連携し、特別な配慮が必要な児童への支援に付くということはとても大事なことで、こういう連携ができていけばいいなと思います。先生方の学びの研修にもなるし、実際に作業療法士に来ていただいて子どもたちを見ていただくのですよね。見ていただいて、その結果、子どもへの関わり方について学んでいただくということに繋がっていくのかなと思うのですけれども。これを全体ではできないので、各小学校区のアフタースクールと連携しているということでしょうか。

～事務局～

この特別な配慮が必要な児童のうち、各アフターでこの児童について見ていただきたいという希望がありましたら、調査票を提出いただきまして、県作業療法士会と調整いたしまして作業療法士の方を派遣する。その児童が生活している様子を見ていただいて、この児童の特性によってはこういう配慮が必要だろうというようなことで、助言指導をいただくような形となってございます。

～委員～

ちなみに令和3年度は、どこのアフタースクールに入られたのですか。

～事務局～

赤穂アフタースクールと城西アフタースクールの2つに行っていたいております。

～委員～

赤穂と城西に1回ずつですか。

～事務局～

基本的には1回ずつなのですけれど、その後の状況が見たいということであれば、場合によってはもう一度行っていただく場合もございます。

～委員～

わかりました。ありがとうございました。

～事務局～

先ほどのちょっとご質問の回答の補足をさせていただきたいと思います。

先ほど在宅その他の子どもさんが42名というところですが、この人数につきましてもはあくまでも、市で、例えば保育所なり幼稚園を利用していますということがあれば、支給の利用決定をしております。また、認可外の保育施設につきましても、無償化の補助金の交付申請なりをしていただいておりますので、そういう形では市で把握している人数を引きまして、残りの方が在宅で保育されている方という推測の数字ということになります。

他に中には、例えば入院されている方ですとか、市の把握できていない何らかの施設を利用さ

れているというケースもございますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

～会長～

ありがとうございます。この未就園児に関しては、令和5年を目途にこども家庭庁ができるというようなこともあって、保育と教育を一体化するのが現実となって、こども園を含めて3つになって、こども家庭庁はどこを扱うのか、たぶん未就園児などそのあたりを扱うのではないかと話も聞こえていて、ますますこの行政的な区分けというか、この子ども・子育てに関しては複雑化するのではないかと個人的には危惧しているのですが、先ほどご説明にもありましたように、お母さんともう少し子どもと一緒にいたいのだってというような、そういう声を尊重するという姿勢もとても大切ですし、そのために他に母親クラブさんですとか、いろいろな事業もございますので、そちらの方の活用ですとか参加などできたらというふうに、すでにされてらっしゃるかもしれませんけれども、思ったりしています。

他に感想で構いません。お願いします。

～委員～

失礼します。21ページの50番のことでお伺ひしたいのですけれども。先ほど、乳幼児健診等で把握された言葉の発達の子や行動面において、というところで、バンビくらぶの方へということができたと思うのですけれども、このバンビくらぶに行かれた人数とか、その後どのような支援が引き続きされているのか。その経過を追ってどのようなことをされているのかということをお聞ひしたいです。

～事務局～

バンビくらぶですけれども、21組の方が利用されています。バンビくらぶが終わってその後どうなっているかにつきましては、すみません、今詳しい資料を持っていないので、はっきりとした人数はお伝えできないのですけれども、そのままバンビくらぶを引き続き利用される方もいらっしゃいますし、療育事業の方に進まれる方、あと幼稚園に上がられる方もいらっしゃいますので、卒業後は様々な対応をさせていただいているところです。

～委員～

バンビくらぶに在籍されている人に対して、保健センターの方から、何か、どうですか、とかというような繋ぎはあるのですか。

～事務局～

バンビくらぶに参加していただきながら、その子どもさんの言葉の相談を進めたりですとか、やはりバンビくらぶに来ている中で、バンビくらぶではなく療育の必要な方もいらっしゃいますので、その療育の方に見学に行ってみましょうかということでお母さんとも相談して、もう少し様子をみたいということでしたら、もう少し経過を見たりとか、相談を入れながら、結果をみていくような状況になっています。

～委員～

ありがとうございました。また繋がっているということなのですよ。

～会長～

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。お願いいたします。

～委員～

失礼いたします。待機児童の状況につきまして、細かい数値で説明していただきまして、よく理解できました。令和4年の状況で、4月1日が5名だったと、9月1日で利用開始月が来たとか、育休が明けたということで16名まで増えました。今後も開始月がきたり、育休明けということで、増える可能性はありますよというお話だったのですが、今16名まで増えた待機児童を減らす算段というのはあるのでしょうか。急に職員さんを雇用して欲しいというのはなかなか難しいなと思うのですが。この16名もずっと待機児童のままなのか、何か対応策があるのかどうか教えてください。

～事務局～

ご指摘のとおり、今後も増えてくる可能性はございます。そういった中で、待機児童の解消に向けましては、説明の中に申し上げましたとおり、やはり保育士さんの数が足りていない、その下の3番の表を見ていただいたら分かるかと思うのですが、その職員の配置基準というところで、3番の一番右側ですね、0歳児ですと子ども3人を見るためには保育士さんが1人いると。1歳児、2歳児でしたら、6人の子どもさん見ようと思えば、1人で6人の子どもさん、これが3歳児、4歳児になって参りますと1人の保育士さんで20人の子どもさんを見られるわけです。どうしても、特に0、1、2歳の子どもさんの待機が増えているというところで、やはり当然、小さな子どもさんですので手厚い保護が要するというところで、多くの職員配置を必要とするわけですね。そういったところで、まずは、保育人材の確保、これも随時取り組んでおるところです。また、来年の令和5年度のスタートに向けて、新規の職員の採用の方も、この待機児童対策として、増員して採用いただけるように取り組んでおります。

この待機児童の子どもさんについては、例えば、新たにお母さんが妊娠されて退園されるか、引っ越しされるということで、定員が空くケースがございます。そういった場合は、新規で待っていただいている方に入らせていただけるのですが、なかなかそういったことも、数が少ないです。大変申し訳ないですが、今年度中の解消は難しいのかなというふうに思っております。

～委員～

なかなかすぐに効果的な対策は難しいですね。いろいろよく理解できました。ありがとうございます。

～会長～

ありがとうございます。今、保育士不足という、どこでもそうかもしれませんけども、若干赤穂でもそのようなところがあるということです。

ちなみに、アフタースクールで昨年の令和3年度、4人の方を派遣できたというようなことですけれど、アフタースクールの人員に関しては、なかなか成り手がいないということを聞いて、赤穂でもかつてそのようなところがあったように記憶しておりますが、いかがなものでしょうか。

～事務局～

失礼いたします。アフタースクールの職員につきましては、有資格者が望ましいですけれども補助員という形で、無資格者及び大学生等についても雇用をしているというような状態で、現状においては充足している状況でございます。

～会長～

ありがとうございます。それでは他にございませんでしょうか。

すみません。少し確認だけさせていただきたいと思うのですが、資料の中の母子家庭等というこの等の中には、父子家庭、ひとり親家庭も含まれているのか、何か法律上の文言でこういうような書き方をされているというような理解でよろしいでしょうか。

～事務局～

母子家庭等には、父子家庭も含まれておりまして、前回、橋本委員からこの母子家庭等っていうところも父親の立場からも検討して欲しいというご意見をいただきましたが、計画上このような文言になっておりますので、第3期に見直すときには、その辺りの文言についても、改めて考えられたらなと思っております。

～会長～

ぜひ、お願いしたいところです。それと、ワークライフバランスのところ。例えば、16ページのところです。父親が子育てに積極的に参加してもらえるようにということで、確か記憶によると、赤穂の父親の育休取得の数値目標みたいなものがあって、前回の会議でしたかね、なかなか取りづらいみたいなお話もあったように思うのですけれども、そこら辺、何か取得したとか、しているとか、マスコミなどでは珍しいから情報として取り上げられるのかもしれないけれども、時々、父親の育休取得というニュースが出てきたりしますが、何かそういったあたりというのは把握されているものでしょうか。

～事務局～

今現在の赤穂市全体の父親の育休の取得率というのは、申し訳ありません、把握はできていません。市役所におきましては、うちの職員もちょうど奥さんが出産されまして、現在そういう育児支援の休暇も積極的に取っていただくようにとか、そのように支援の方はさせていただいていきます。赤穂市全体ということになりますと、企業さんも含めてみんなで推進をしていかないといけないのかなとは思っております。商工課の方からも企業さんに向けての周知であったり、市役所では、人事課を通じて職員に投げかけるとか、その辺りで、今後できる限り周知ができたらなとは考えております。

～会長～

ぜひ、市役所職員の方々が率先してやれば、少し影響力あるのではないかなと思います。もう一つ、すいません。幼保小の一体化ということで、先ほどの26ページのところで、幼保小連携教育ということを実施されているということで、学習指導要領等が変わり、それに基づいてのこととは思いますが、教育委員会が主導になってどのようなことをされているのか、少し具体的なところを整理いただければと思います。

～事務局～

失礼します。幼保小の校区に中学校区に全部、幼稚園、保育所、中学校がありますので、特に幼稚園と小学校については、授業見合いをしたりだとか、公開授業の時にしたりしております。特に人権教育の研究につきましては、中学校区で取り組みますので、そこでは講師を連携して人権教育の方は進めて、授業、研究を行っております。

また、特別支援教育でも、児童の実態を把握するために、情報交換をして、スムーズに小学校に入学したりだとか、就学指導の方は行っております。

～事務局～

あと、事業部会といって、小学校の一年生と幼稚園の年長の職員と一緒に幼小の接続期カリキュラム向けのプログラムを作成したり、お互いの理解を深めるための公開授業を行ったりしています。また、今年度も昨年度に引き続き、尾崎小学校と幼稚園が幼児期と児童期の円滑な接続ということで、県の指定を受け研究を進めまして、これが冊子になりますので、全職員が理解していきたいと考えております。

～会長～

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。また後程ご質問ですとか、ご感想も含めて、最後にまとめて出していただければと思っております。

次の議題についてよろしいでしょうか。

(2) 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画にかかる中間年の見直しについて

～会長～

今の進捗状況を踏まえまして、中間年の見直しが今回のメインのところでございます。事務局の方からご説明の方お願いしたいと思います。

～事務局～

資料の3をお願いします。赤穂市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、説明いたします。

まず、1番の計画の見直しについてです。市町村子ども・子育て支援事業計画につきましては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、1つ目、法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区

分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、そして2つ目としまして、地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要とされています。このため、市町村は、教育・保育給付の認定の状況を踏まえまして、今回の計画期間の令和2年度から令和6年度の間の中間年にあたり令和4年度を目安としまして、必要な場合に、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととなっています。

次に、2番の中間年の見直しのための考え方についてです。今年の3月18日付の内閣府子ども・子育て本部参事官子ども・子育て担当からの事務連絡によりまして、市町村において計画期間の見直しを行うための考え方を示すものとしまして、見直しの方法、留意点等が示されています。この事務連絡で示された見直しの方法、留意点等を抜粋したものが以下の3、4になります。

3番が教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策の見直しの方法についてです。令和2年度、3年度のこれまでの実績値と計画における量の見込み、必要利用定員総数、こちらを比較しまして、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要となります。この場合、要因の分析を行い、見直し作業を行うこととされています。

続いて4番、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直しの方法についてであります。こちらは、必要に応じまして、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととされています。以下、4つ丸印において個別の事業ごとに、例えば、利用実績等を踏まえというふうに、見直しを行うこととしております。

以上の内容に基づきまして、本市においても、これまでの実績値を考慮いたしまして、計画の中間年であります今年度の本計画の見直しを行うことといたします。

今後のスケジュールとしましては、本日各事業の担当よりこれまでの実績と令和5年度、令和6年度の見込み数値の説明をさせていただきまして、事務局案としての中間見直しの方向性について、本日の会議にてご審議いただくこととしております。その結果を踏まえまして、改めて次回開催いたします第2回の会議にて計画の中間見直し案についてお諮りし、3月末に公表したいという予定としております。資料3の説明は以上となります。

～会長～

ありがとうございます。今の資料3についてのご説明について、ご質問等ございませんでしょうか。ご意見等、出していただければと思います。

この見直しについては量的なものに関しては、10%減、10%増ということであれば見直しをというようなことですね。これについてはよろしいですね。

では次に進めたいと思います。続いて、資料4についてご説明をお願いいたします。

～事務局～

資料の4につきましてご説明いたします。今回の計画値の見直しを行うにあたって、その前提となる令和5年度・6年度における児童数の見込みについてです。

当初計画を作成した際の推計方法は、コーホート変化率法により、住民基本台帳の平成26年

から平成31年の各年4月1日時点の人口実績の性・年齢別人口の変化率を元に将来人口を推計しております。結果、令和5年度で3,871人、令和6年度で3,774人となっております。

実績をみましても、令和2年度で計画値4,198人、実績値3,983人、令和3年度で計画値4,083人、実績値3,822人と、計画と比べ、減少してきております。コロナウイルス感染症の影響により、将来に対する漠然とした不安や経済的な悩み等が生じたことで、結婚を遅らせたり、産み控えがあったりということで出生数が減り、0歳児の児童数が減っていることが一つの要因として考えられます。こういった状況を踏まえまして、令和5年度、6年度について、児童数の見込みの見直しを行うものであります。

見直し後の算出方法としましては、表の下段に記載しておりますとおり、まず、令和3年度と4年度を比較した出生数の増減率より、令和4年度の0歳児見込数を算出します。続いて、令和元年度から3年度の実績の増減率、例えば、令和元年度の0歳児と令和2年度の1歳児を比較しての増減率を算出すると1.03となり、こういった計算を各年度間で算出していき、その平均を用いて、令和3年度の1歳児の人数に増減率を乗じて令和4年度の2歳児を算出する。このようにして、令和4年度の1歳児から11歳児の見込み数を算出します。令和5年度、6年度の0歳児見込については、コロナ前の出生の状況を考慮しまして、それぞれ算出します。そして、令和5年度、6年度の1歳児から11歳児の見込み数は、先ほどの令和4年度と同様の方法で算出いたします。その結果、令和5年度で3,411人、令和6年度で3,208人の見込みとなっております。子の児童数の見込みを元に、これ以降の教育・保育及び地域子ども・子育て事業の見込み数値を算出しております。資料4の説明は以上となります。

～会長～

ありがとうございました。今のご説明につきまして何かご意見等はございますか。では、続きまして資料の5、6について、事務局よりお願いいたします。

～事務局～

資料5をご覧ください。特定教育・保育施設における計画値と実績値についてご説明いたします。

1は、幼稚園、保育所、認定こども園の各年度末の利用状況です。令和4年度につきまして、年度末の見込み数を計上している理由でございますが、赤穂市では、保育施設を希望する入所希望者を、例年4月から翌年3月まで一斉に審査をしているため、途中入所の人数が多く、4月当初と翌年3月末では30人から40人の差が生じております。

このため(2)、(3)につきましては、9月1日時点の入所者数に、今後の入所予定者数を加えた人数を計上いたしております。一方(1)につきましては、教育目的の利用でございますので、年度当初から利用される方が大半ですので、9月1日現在の数値をそのまま記載しております。

2につきましては、赤穂市子ども・子育て支援事業計画と実績との比較でございます。(1)の1号認定ですが、4・5歳児につきましては例年減少傾向にあるのですが、3歳児につきましては、先ほど課長からお話がありましたように待機児童対策といたしまして、令和3年度より定員を75名増やしておりますので、増加傾向にございまして、その結果、令和4年度の乖離率につ

いては、0.97となっております。

(2)の2号認定ですが、4・5歳児については、幼稚園へ移行する人が増えたこともあり、保育所については減少傾向にあります。3歳児につきましては、令和元年10月の保育無償化以降、1号の人数を併せると増加傾向にあるのですけれども、幼稚園の3歳児保育で預かり保育を開始いたしましたこともありまして、2号認定につきましてはほぼ横ばいの状態です。結果、令和4年度の乖離率については、0.82となっております。

(3)の3号認定ですが、令和2年度に0から2歳児の待機児童が多かったことを受けて、受け皿の充実を図ってきたところがございます。これにより令和4年度の乖離率は0.89と令和2年度の0.78と比較しましたら、0.11改善されております。資料5についての説明は以上です。

続きまして資料6をご覧ください。教育・保育に関する量の見込みと確保方策についてご説明します。令和5年度、令和6年度の見直し後の量の見込みについてですが、3ページをご覧ください。詳細についてはこちらに記載しているのですけれども、利用対象となる年齢層に占める、令和元年度から令和3年度の3月末時点の利用割合に、先ほど説明がありました推計人口を乗じた数値に、さらに令和2年度の計画策定時に算出されました無償化後の利用意向の差を係数として乗じた数値ということになっております。

また、見直し後の確保方策の数値につきましては、令和3年度の実績値を記載する形となっております。確保方策の内訳の数字につきましては、次の4ページから7ページでのご確認をお願いいたします。こども育成課から説明は以上となります。

～会長～

ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご質問とご意見等ございませんでしょうか。ないようでしたら、また何かございましたら後で聞きたいと思っております。資料7について、事務局より説明をお願いします。

～事務局～

まず、こども育成課関係について説明いたします。

資料の(1)延長保育事業ですが、令和3年度の実績につきましては、見込み量を下回っておるところですけれども、実際、市外就労や残業、交通事情などにより、保育時間の延長に対する需要は継続してみられることと、また待機児童対象に向けて、保育の受け入れに引き続き取り組んでおりますことから、延長保育について、数値をそのままの数字で、見直しをいたしておりません。

次に、(5)一時預かり事業の、幼稚園型につきましてですけれども、量の見込み及び確保方策延べ人数について見直しを行っております。

量の見込みにつきましてはですが、令和元年度から令和3年度の在籍者の利用比率に推計人口を乗じた数に、不定期で利用したい人の増加分を乗じて計算いたしております。確保方策の方の延べ人数ですけれども、令和3年4月から3歳児保育で預かり保育を開始いたしましたので、その定員60人かける年間開所日数243日ということで、1万4,580人日をこれまでの延べ人数5万3,654人日に加えた数値となっております。こども育成課の資料は、説明は以上とな

ります。

～事務局～

続きまして、生涯学習課関係について説明いたします。

(2) アフタースクールにつきましては、事業実績等から、見込み人数については、令和5年度、6年度とも当初の見込みから変更ございません。施設につきましては、令和5年度には、現状と同じ9小学校区、13ヶ所といたしまして引き続き全小学校区での実施と、利用者数が増加しているアフタースクールにおいて支援数の増加について、検討を行っていきたいと考えております。令和6年度については変更ございません。

続いて、(4) 地域子育て支援拠点事業についてでございます。こちらについては、対象年齢人口の減少や、幼稚園3歳児保育利用者の増、また、新型コロナウイルス感染症の影響による飲食を伴う講座の中止等も勘案いたしまして、利用者数の減を見込んでございます。

そのため、令和5年度、6年度とも掲記のとおり、減という形で修正を行っております。生涯学習課関係は以上でございます。

～事務局～

続きまして、保健センターからご説明いたします。

3ページをお願いいたします。(9) 乳児家庭全戸訪問事業、(10) 養育支援訪問事業、(11) 妊婦健康診査についてですけれども、それぞれの量の見込みにつきまして、例年どおりの見込みで推移していることから、見直しはせずそのままの計画で実施していきたいと考えております。以上でございます。

～事務局～

最後に、子育て支援課に関する事業について説明いたします。

まず、1ページの(3) 子育て短期支援事業についてです。こちらは、令和3年度の利用実績が延60人と大幅に増加しております。これは、母親の育児疲れによる利用が急増したことが大きな要因として挙げられます。事務局としましては新型コロナウイルス感染症の影響、家族で過ごす時間が増えたことによるストレス等も一因ではないかと考えております。ただ、今年度につきましては、8月末時点で延べ1人の利用のみであり、各年度における利用状況に変動が大きいことから、今後の量の見込みにつきましては、確保方策の延べ人数と同数の21人で見込みたいと考えております。

ただ、ショートステイの利用につきましては、児童虐待防止にも大きな効果があると考えますので、今後利用者の延べ人数が21人を超える場合につきましても、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、2ページをお願いします。(5) 一時預かり事業の②幼稚園以外につきましては、この中には御崎、坂越、有年保育所、あおぞら保育園での「一時預かり事業」分、すこやかセンターで実施しております「乳幼児一時預かり事業」分、そして、「ファミリー・サポート・センター事業における未就学児」分の各事業を合算したものです。

保育所一時預かり事業については、実績として令和2年度で延630人、令和2年度で延306人となっております。令和2年度から令和3年度の減少の要因としましては、幼稚園3歳児保

育に預かり保育枠60人分を設け、そちらを利用するようになったことなどが考えられます。

乳幼児一時預かり事業については、実績として令和2年度で延575人、令和3年度で延463人となっており、今年度については8月までの実績から480人程度の利用が見込まれ、前年度から微増が見込まれます。こちらの利用状況についても、コロナウイルス感染症の影響はあるかと思しますので、コロナ以前の利用状況と、児童数の減少を加味する必要があると考えます。

このことから、保育所一時預かり事業、乳幼児一時預かり事業については、利用状況と児童数の減少を考慮しまして、見込み値を算出しております。

ファミリー・サポート・センター事業については、令和2年度で延649人、令和3年度で383人の実績となっており、今年度については8月までの実績から算出し210人程度の利用が見込まれます。変動の要因としましては、頻繁に利用されていた方が育休を取られて利用されなくなったことによる減少などがあります。しかしながら、逆に新規で利用者が増えたら、同様の数が増えることも想定されますので、今後の見込みとしましては、実績は考慮しつつ、児童の見込数の減少のみを加味して見込値を算出しております。

続いて、(6)の病児・病後児保育事業につきましては、令和2年度で延19人、令和3年度で延76人と計画の量の見込みより大幅に少ない実績となっております。これはコロナウイルス感染症の影響で、保護者の在宅勤務が増えたこと、病院の利用控えがあったこと、感染症対策によりそもそも病気になる子どもが減ったこと、などの要因があったと考えられます。

病児・病後児保育事業につきましては、長年、保護者からの要望が高かった事業でもあり、計画策定に係るアンケート調査において、就学前児童の保護者で43.2%の、小学生の保護者で21.3%の病児・病後児保育事業の利用意向を示しています。

また、事業が開始してからまだ3年程度しか経過しておらず、そのほとんどの期間がコロナウイルス感染症の影響を受けている状況もありますので、今後の見込み量につきましては、実績との乖離はありますが、当初の計画値を前提に児童数の減少率のみを加味して算出しております。

最後に、(7)ファミリー・サポート・センター事業の小学校1年生から6年生にかかる事業につきましては、1年生から3年生、4年生から6年生を足した全体として、令和2年度で1,269人、令和3年度で812人の実績となっております。今年度については、8月までの実績からの880人程度の利用が見込まれます。ファミリー・サポート・センター事業については、先ほどの一時預かり事業でご説明しましたとおり、利用者により利用回数も大きく増減することから、今後の見込みとしましては、実績を考慮しながら、児童の見込数の減少のみを加味して見込み、確保方策については計画のとおりといたします。

以上が、地域子ども・子育て支援事業の各事業の実績と量の見込み、確保方策の今後の見込み値についての説明でございます。

今回全ての事業について、これまで2か年の実績と、今後2か年の量の見込みと確保方策についてご説明をさせていただきました。それを踏まえ、事務局といたしましては、中間見直しの対象として、特定教育・保育につきましては、実績値との乖離が10%以上みとめられる1号、2号、3号の見直しを、地域子ども・子育て支援事業につきましては、適切な基盤整備を行うために必要な見直しを行うものとされておりますので、量の見込み、確保方策を増やす必要がある見直しの事業としまして、(5)一時預かり事業①幼稚園型を考えております。この事務局案につきまして、ご審議いただければと思しますので、よろしく願いいたします。資料7の説明につき

ましては以上となります。

～会長～

ありがとうございました。資料7について、それぞれの担当、事業によって、増減の見直し、理由等も含めましてご説明していただきました。ほぼ計画のとおりというところが多いようですけれども、子どもの減少ですとか、コロナ禍の利用の控え等が著しいところを中心に若干の見直しがあったかと思えます。今のことにつきましていかがでしょうか。

ご意見、ご質問等、もう一度ここを説明してくださいというようなことも含めまして、いかがでしょうか。

実際の事業の内容に関しては変わりが無いというのはちょっと語弊がある言い方になるかもしれませんが、量的なものの確保ということで、今、特に幼稚園のところですかね。見直しというようなことを中心にお話しいただいたのですけれども、よろしいでしょうか。では、皆様ないというようなことでしたので、第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画に係る中間面の見直しの事務局案は承認してよろしいでしょうか。

～委員～

異議なし

～会長～

ありがとうございます。事務局の方から何かございますでしょうか。

～事務局～

ありがとうございました。説明が多岐に渡りまして、少し分かりにくい部分もあったかと思うのですけれど、国の方向性としましては、特定教育・保育施設、これは幼稚園、保育所ですが、この利用につきましては、実績が10%以上計画値と乖離がある場合は、見直してくださいということで、それ以外の地域子ども・子育て支援事業につきましては、実績値と大幅な乖離があって、なおかつ適切な基盤整備が必要という時に見直してくださいというのが、国の方向性でありますので、幼稚園、保育園の利用につきましては、大幅な乖離がありましたので、これに伴いまして、計画値を全面的に見込み量と確保方策について見直すと、地域子ども・子育て支援事業につきましては乖離があるところが多かったのですけれども、確保方策、提供体制までを見直す、そこが足りないから、それを見直して足していこうという部分が見受けられるのは幼稚園型の一時預かり事業以外はなかったもので、実績とはちょっと乖離が出ますけれども、幼稚園型の一時預かり事業の確保体制のみにつきまして、今回見直しをさせていただこうかなと思っております。

ただ、次回の会議までにまだ若干時間があり、まだまだ実績とも変わってくるかとは思いますが、その辺りの実績等を見込みまして、最終的な見直し案を次回お示しさせていただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

～会長～

ありがとうございました。皆様の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

また、この見直しに関しましては会議がございますので、またそのときに質問等を出していた

だければと思います。皆様のご協力によりスムーズな会議になりました。ありがとうございました。では、事務局にお返しいたします。

～事務局～

本日も長時間のご審議をありがとうございました。次回の会議ですけれども、今のところ3月を目途に開催を予定しております。また、追ってご案内を差し上げますので、よろしく願いいたします。それでは以上をもちまして、令和4年度第1回の子ども・子育て会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

5. 閉会